

令和4年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募について

1 公募の趣旨

千葉市高齢者保健福祉推進計画（令和3年度～令和5年度）等に基づき、本市の介護保険事業の基盤を整備する必要があることから、より良いサービスの提供が期待できる事業者を選定するため、補助金を活用した募集（公募）を実施します。

なお、補助対象とはなりません。この募集によらず随時に整備することも可能です。詳細は「令和4年度千葉市地域密着型サービス事業者の随時指定について」に記載しています。

2 募集するサービスの種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

3 募集地域及び募集数

(1) 募集数

2事業所

(2) 募集地域

花見川区、稲毛区、緑区、美浜区

(3) 募集形態

- ・一体型・連携型どちらでも可
 - ・サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等に併設しないこと、かつサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者へのサービスの割合を全利用者の50%未満とすること。
- ※施設併設の場合、補助対象外となるため、随時指定分の扱いとなります。

4 公募の要件

- (1) 事業を実施する法人（当該法人の役員等のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない場合に限る。）であること。（法人設立予定のものを含む。）
- (2) 募集地域の区をサービス実施地域とすること。ただし、サービス提供に支障がない場合、周辺区域へのサービス提供を可能とする。
- (3) 「千葉市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉市条例第65号）など介護保険関係等の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合していること。
- (4) 既存建築物を活用するときは、建築確認済証及び検査済証の交付を受けていること。また、新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認された場合を含む。）
- (5) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (6) 原則として令和5年4月1日までに事業者指定を受けること。（令和5年3月15日までに事業者指定に係る審査を受けること。）期日までに指定を受けることが困難な場合は、介護保険事業課と協議するこ

と。

(7) 利用者は、原則として千葉市介護保険被保険者に限定すること。

5 公募スケジュール（予定）

公募申込みを行った事業者に対しては後日公募の手引き等を送付する予定です。

公募スケジュールの詳細については、公募の手引き等でお示しします。

4月18日	公募申込み受付開始
5月13日	公募申込み受付締切
5月中旬～下旬（未定）	公募の手引き等を公募申込事業者あてに送付（予定）
7月上旬（未定）	公募申請書受付
7月中旬～下旬（未定）	公募申請書受付締切
7月～9月（未定）	第1次審査（書面審査）、第2次審査（ヒアリング審査）
9月～10月（未定）	あんしんケアセンター等運営部会において報告及び意見聴取
10月（未定）	選定事業者の決定

※ 今回の募集の詳細については、後日お示しします。

※ 選定後は、速やかに施設設置に係る事前協議を開始するとともに、条件が整い次第、速やかに整備に着手してください。

6 公募申込期間及び方法

申込期間：令和4年4月18日（月）～5月13日（金）（土・日・祝日を除く。）

午前10時～午後4時

申込方法：必ず事前電話連絡のうえ、千葉市介護保険事業課の窓口以下書類を直接お持ちください。

申込期間の終了間近は混みあうことが予想されますので、なるべく早めの申込みをお勧めいたします。

※ 新型コロナウイルスの感染防止のため、郵送での申込みも可能とします。

郵送の場合も必ず事前電話連絡のうえ、5月13日（金）必着でご提出ください。

<公募申込提出書類>

ア 令和4年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者公募申込書

イ 法人の概要（法人の所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等）

7 留意事項

(1) 本公募において整備事業者として選定された後、事業者の申し出により事業を辞退した場合、原則として、辞退日から3年間、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募に応募することはできません。

なお、後述の県の地域医療介護総合確保基金が交付されないことにより辞退した場合は、次年度以降、申請が可能となりますが、改めて審査を受ける必要があります。

(2) 本公募への応募時点において、正当な理由がなく当該サービスの人員、設備及び運営に関する基準を満たしていない事業所を運営している法人は、本公募に応募できません。

(3) 公募申込みを行った事業者のみが公募に参加することができます。

(4) 公募申込みについては、運営予定法人（法人設立予定の場合も同じ。）とします。公募申請書は、公募申込みをした運営予定法人のみ提出できます。（公募申請書の数は、1運営法人につき1部に限ります。）

- (5) 公募申込みの時点では、事業予定地を決定していなくても結構です。
- (6) 公募の手引き等を送付後、公募申請書の受付を開始します。必要書類、提出期間及び審査基準等は、公募の手引き等でお示しします。
- (7) 本公募への応募に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

8 補助金について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、県の地域医療介護総合確保基金を活用し、事業所整備に係る経費について、補助を実施する予定です。

ただし、本補助金は、県との協議により決定されることから、公募途中において、補助単価が変更される可能性や補助金が交付されない可能性があります。

(参考) 令和3年度の補助金額

補助金額 (上限額)	補助対象経費
14,000 千円	開設に係る備品購入費、人件費等 (例)・ケアコール端末の購入費用 ・利用者情報共有のための端末の購入費用及びシステムの構築費用
5,940 千円	建築費・改修費

※補助対象は、「選定事業者」です。土地所有者等（選定事業者以外）が建築又は改修する場合は、建築費・改修費は補助対象外となります。

※経費により一般競争入札に付すなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。

9 提出・問合せ先

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課 事業所支援班

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

電 話：043-245-5062

FAX：043-245-5621

メール：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

URL：<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/index.html>